

受益と負担の適正化をはかるため

使用料等を4月から改定

市民のみなさんの負担の公平性を保つため、市の施設使用料等の見直しを行いました。

利用するサービスに応じた負担を



公共施設の運営など市が行うサービスの費用は、市民のみなさんからの税金と、サービスを利用する人が支払う使用料・利用料金でまかっています。この2つの適正なバランスを保つことが、市民全体の公平性を確保する上で必要です。「サービスを利用した人がその利益に応じた負担をすること」で、サービスを利用する人と利用しない人の公平性が保たれることとなります(II 受益と負担の適正化)。

市では、平成24年度に使用料の改定を実施しましたが、それから10年以上が経過し、現在は、物価の高騰など維持管理コストの上昇により、バランスが保たれていません。そこで、改めて受益と負担の適正化をはかるため、施設使用料等の見直しを行いました。

352施設の使用料等を改定 新料金は、今年4月から

見直しの対象とした施設は510施設。このうち、地区コミュニティセンターなどの住民自治活動の拠点となる施設などを除いた352施設の使用料等を改定することになりました。新しい料金は今年4月から適用します。

【問い合わせ】

総務課行政管理・改革担当

☎(888)5423

赤れんが郷土館



旧金子家住宅



久保田城御隅櫓

使用料等改定の考え方

施設ごとに「改定の根拠となる料金(管理原価)※×受益者負担割合」を算定し、次の項目に配慮しながら金額を設定しました。

● 利用者の急激な負担増に配慮して、現行料金の1.5倍を上限に

● 民間施設や他の自治体施設の料金区分を参考に

● 同類施設は統一的な料金に

※管理原価：施設の管理や運営にかかる人件費・物件費・維持補修費などをもとに利用形態に応じて算出した1㎡・1時間あたりの費用(または利用者1人あたりの費用)。

市では引き続き、受益と負担の適正化に取り組みと共に、これまで以上にサービスの向上に努めてまいりますので、市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。



使用料等を改定する施設

【指定管理施設】…市民サービスセンターと河辺岩見温泉交流センターを除く指定管理施設は、今回の改正により、利用料金の上限額が変更となりますが、実際の料金は、各指定管理者が市の承認を得て決定します。詳しくは、各施設のホームページをご覧ください。

No.	施設名称		
		8 南部市民サービスセンター	16 農山村地域活性化センター(さとびあ)
1	太平山スキー場	9 南部市民サービスセンター別館	17 秋田港振興センター(セリオンプラザ)
2	太平山リゾート公園	10 東部市民サービスセンター	18 ポートタワー(セリオン)
3	河辺岩見温泉交流センター	11 中央市民サービスセンター	19 雄和観光交流館(ヴィラフローラ)
4	西部市民サービスセンター	12 中高年齢労働者福祉センター(サンライフ秋田)	20 雄和観光花き栽培園(ダリア園)
5	北部市民サービスセンター	13 勤労者体育センター(西部体育館)	21 雄和観光農産物加工所(味工房)
6	河辺市民サービスセンター	14 勤労者総合福祉センター(秋田テルサ)	22 雄和ふるさと温泉(ユアシス)
7	雄和市民サービスセンター	15 リフレッシュガーデン	23 にぎわい交流館

使用料等を改定する施設

各施設の使用料等は、使用目的などによって金額が変わるため代表的な料金を掲載しています。このほか、営利目的などに使用する場合は都市公園や学校なども改定しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。◆広報ID番号 1040066



【体育館】

No.	施設名称	使用単位	使用料(一般)
1	市立 体育館 メインアリーナ サブアリーナ	全面 1時間	2,350円
2	茨島体育館		780円
3	河辺体育館		
4	雄和体育館		
5	雄和南体育館		
6	一つ森公園コミュニティ体育館		

問▶No. 1～5 スポーツ振興課☎(888)5611
No. 6 公園課☎(888)5753

【テニスコート】

No.	施設名称	使用単位	使用料(一般)
1	北野田公園アリーナ	半面1時間	1,410円
2	北野田公園	1面1時間	680円
3	光沼近隣公園屋内多目的運動場	半面1時間	460円
4	八橋運動公園(砂入り人工芝)	1面1時間	310円
5	雄和花の森		
6	光沼近隣公園		
7	一つ森公園		
8	秋操近隣公園		
9	八橋運動公園(グリーンサンド)	150円	
10	御所野近隣公園		
11	御所野総合公園		
12	雄物川河川緑地		

問▶No. 1～6、9 スポーツ振興課☎(888)5611
No. 7・8、10～12 公園課☎(888)5753

【その他のスポーツ施設】

No.	施設名称	使用単位	使用料(一般)
1	スポパーク グラウンドゴルフ場	1人1日	390円
2	かわべ 多目的広場	1面1時間	610円
3	八橋運動公園相撲場	1時間	220円
4	勝平屋内ゲートボール場	1面1時間	460円
5	一つ森公園弓道場	1人	220円

問▶スポーツ振興課☎(888)5611

【太平山自然学習センター】

No.	施設名称	使用単位	使用料
1	太平山自然学習センター宿泊室	1人/1泊	一般 2,600円 小・中学生 1,300円

問▶太平山自然学習センター☎(827)2171

【陸上競技場・球技場・野球場・運動広場】

No.	施設名称	使用単位	使用料(一般)
1	陸上競技場	1時間	5,800円
2	八橋 球技場		
3	運動 第2球技場		930円
4	公園 硬式野球場		2,350円
5	多目的グラウンド		610円
6	雄和花の森野球場		930円
7	勝平市民グラウンド		610円
8	土崎市民グラウンド		
9	河辺岩見三内野球場		
10	河辺和田野球場		
11	河辺戸島野球場		
12	雄和新波野球場		
13	雄物川河川緑地野球場		
14	御所野近隣公園野球場		

問▶No. 1～12 スポーツ振興課☎(888)5611
No. 13・14 公園課☎(888)5753

【その他】

No.	施設名称	使用単位	使用料(一般)
1	久保田城御隅櫓	1人/1回	150円
2	旧黒澤家住宅		310円
3	旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園		
4	秋田城跡歴史資料館	1回	130円
5	赤れんが郷土館		
6	民俗芸能伝承館		3,310円
7	旧金子家住宅		
8	河辺総合福祉交流センター三世交流ホール	1時間	9,360円
9	秋田市民交流プラザきらめき広場	全面1時間	
10	雄和体験学習館研修室	1回	200円
11	雄和椿台交流会館研修室		100円
12	雄和奥椿岱地区第一市民農園		1平方メートル
13	雄和前椿岱地区市民農園		
14	雄和奥椿岱地区第二市民農園		
15	仁井田地区市民農園		

問▶No. 1～3 佐竹史料館☎(863)0770
No. 4 秋田城跡歴史資料館☎(845)1837
No. 5 赤れんが郷土館☎(864)6851
No. 6・7 民俗芸能伝承館☎(866)7091
No. 8 福祉総務課☎(888)5657
No. 9 秋田市民交流プラザ管理室☎(887)5310
No. 10～15 産業企画課☎(888)5722